

第 7 1 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 5 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 9 月 3 0 日 ( 金 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 3 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 5 日 )

議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 93号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 94号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 95号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 96号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 97号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 98号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 99号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 100号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 101号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 102号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 103号 議 案 平 成 27年 度 穴 粟 市 農 業 共 済 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

日 程 第 2 所 管 事 務 等 調 査 に つ い て

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 93号議案 平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 94号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成27年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成27年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成27年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 所管事務等調査について

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員

9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員  
1 1 番 実 友 勉 議 員  
1 3 番 岸 本 義 明 議 員  
1 5 番 岡 前 治 生 議 員  
1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員

1 0 番 西 本 諭 議 員  
1 2 番 高 山 政 信 議 員  
1 4 番 山 下 由 美 議 員  
1 6 番 小 林 健 志 議 員  
1 8 番 秋 田 裕 三 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君 書 記 上 長 正 典 君  
書 記 岸 元 秀 高 君 書 記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 清 水 弘 和 君  
教 育 長 西 岡 章 寿 君 会 計 管 理 者 尾 崎 一 郎 君  
一宮市民局長 榎 谷 米 男 君 波賀市民局長 松 木 慎 二 君  
千種市民局長 幸 福 定 利 君 企画総務部長 中 村 司 君  
まちづくり推進部次長 平 瀬 忠 信 君 市民生活部長 小 田 保 志 君  
健康福祉部長 大 島 照 雄 君 産 業 部 長 中 岸 芳 和 君  
農業委員会事務局長 山 石 俊 一 君 建 設 部 長 鎌 田 知 昭 君  
教育委員会教育部長 藤 原 卓 郎 君 総合病院事務部長 花 本 孝 君

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第93号議案～第103号議案

議長(秋田裕三君) 日程第1、第93号議案、平成27年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第103号議案、平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案を一括議題といたします。

当該11議案は、去る9月9日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長(小林健志君) 予算決算常任委員会審査報告を行います。

第71回穴粟市議会定例会において、本委員会に付託されました平成27年度各会計の歳入歳出決算に係る第93号議案から第103号議案までの11議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

全体会、審査日、平成28年9月28日。

審査場所、穴粟市議場。

出席委員、私、小林健志、林克治副委員長、鈴木浩之、稲田常実、藤原正憲、飯田吉則、大畑利明、東豊俊、福嶋 斉、榎橋美恵子、西本 諭、実友 勉、高山政信、岸本義明、山下由美、岡前治生、伊藤一郎。

小委員会、審査日、平成28年9月12日、13日、14日、15日、16日。

審査場所、穴粟市議場。

出席委員、飯田吉則委員長、西本 諭副委員長、鈴木浩之、林 克治、東 豊俊、実友 勉、高山政信、岡前治生、小林健志。

欠席委員はございません。

説明員、部局長以下関係職員。

審査資料、平成27年度穴粟市各会計決算書、平成27年度主要な施策の成果説明書、平成27年度施政方針及び主要施策説明書、監査委員の意見書、部局より提出のあった関係資料ほかでございます。

審査の経過及び結果。

平成28年8月31日の定例会において上程があり、9月9日に本委員会に付託され、第93号議案から第103号議案までの平成27年度決算認定に係る11議案の審査は、同日委員会を招集し、9人の委員で構成する小委員会、決算委員会で詳細審査をすることに決定いたしました。

決算委員会は、8月31日に決算審査に係る調査、準備を進めるために設置し、正副委員長の互選、審査日程及び審査要領等を協議しました。

詳細審査は、9月12日午後から16日までの5日間で行い、平成27年度決算書及び主要な施策の成果説明書を中心に、各部局ごとに説明員の出席を求めて行いました。

その後、9月28日に全体会を招集し、決算委員会の審査報告を受け、質疑及び自由討議を行いました。自由討議では、前年度の決算審査等において、十分精査するように求めていたにもかかわらず、前年度以上の不用額が生じている、また不用額が起債償還に充当されていることの指摘及び計画的な財政運営を求める意見が出されました。

なお、採決の結果は次のとおりです。

第93号議案、平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数で認定すべきものと決しました。

第94号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数で認定すべきものと決しました。

第95号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第96号議案、平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第97号議案、平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数で認定すべきものと決しました。

第98号議案、平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数で認定すべきものと決しました。

第99号議案、平成27年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第100号議案、平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第101号議案、平成27年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第102号議案、平成27年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第103号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりとなりますが、長文となりますので、主に質疑のあった事業名のみ報告させていただきます。

予算決算常任委員会の意見を添えて報告にかえさせていただきます。

まず、企画総務部・選挙管理委員会事務局については、職員研修事業について、情報網の整備・管理及び活用について、ふれあいミーティングについて、不用額が多く出されている理由など財政運営について、債権回収についてなどの審査報告がありました。

総合的な意見としては、審査報告書内容を読み上げさせていただきます。人口減少と一本算定による交付税を減少する中で、より効率的な市政の運営のために、多額の不用額が生じることのないよう計画的な財政運営を求める。また、市税を含む滞納額の解消は喫緊の課題であり全庁的な取り組みが必要である。さらに、参画と協働のまちづくりの推進のためには、市民の多様な意見を聴取することはもとより、それに基づく施策について、政策形成過程から公表する仕組みの構築を求めるものです。

次に、まちづくり推進部については、しそ元気げんき大作戦事業について、空き家対策について、コミュニティ醸成支援事業について、公共交通再編事業について、通勤通学費助成事業についてなどの審査報告がありました。

総合的な意見としては、しそ元気げんき大作戦事業をはじめとする地域づくり支援事業については、市民が自ら行う地域づくり活動を公平公正かつ柔軟に支援していくことを求める。

地域公共交通事業については、通勤通学者の助成事業を含み早急に検証を行い多くの市民が利用しやすい交通体系の整備を求めるものです。

次に、市民生活部については、市税の収納状況について、小水力発電導入事業について、コンビニにおける証明書等の自動交付事業について、国民健康保険事業についてなどの審査報告がありました。

総合的な意見としては、税等の滞納については、まちづくりの根幹を揺るがす問題であることから、その解消に向けて最大限の努力を求める。

不納欠損については、徹底した調査と規定に沿って適切に行うことを求める。

再生可能エネルギー導入事業については、市が掲げるエネルギー自給率の目標達成に向け、市民の理解を求めつつ積極的な施策の展開を求める。

国民健康保険事業は、宍粟市発足以来初めてとなる繰上充用を行わざるを得なかったことを踏まえ、歳入・歳出を的確に見積もり、本年度のような実質的な赤字決算とならない財政運営を求めるとともに医療費の抑制に向けた取り組みの具体策を示すよう求めるものです。

次に、健康福祉部については、出会い応援事業・出会いサポート事業について、臨時福祉給付金事業について、シルバーパワーアップ事業について、介護保険事業の地域密着型サービスについてなどの審査報告がありました。

総合的な意見としては、出会い応援事業をはじめとする少子化対策事業については、一部の成果はあるものの、全体としての効果が見えにくい。条例改正も念頭に産み育てやすい少子化対策事業の検討を求める。

地域包括ケアシステムの構築が急がれる中、通所リハビリ及び訪問看護事業を含め地域の実情に応じた整備の検討を求めるものです。

次に、産業部・農業委員会事務局については、宍粟産物販売促進事業について、有害鳥獣捕獲事業について、公有林整備事業について、企業誘致事業について、プレミアム商品券の用途及び経済効果についてなどの審査報告がありました。

総合的な意見としては、農業振興については、年々増え続ける耕作放棄地への対策が急務である。また、農地の保全のためには認定農業者や集落営農による農地の集積が必要であることから、地域に合った人・農地プランの策定と耕作放棄地対策を兼ね備えた市独自の施策の展開を求める。

林業振興については、若者の雇用に繋がる可能性があると考えられるため、後継者育成や林業機械の購入助成など大胆な施策の展開を求める。なお、それぞれの施策の展開に当たっては、明確な目標値の設定と市民への周知が不可欠であるものです。

次に、建設部については、道路・橋梁事業について、急傾斜地崩壊対策事業について、下水道の特別会計について、上下水道施設の耐震化、適正な維持管理及び高料金対策についてなどの審査報告がありました。

総合的な意見としては、社会基盤の根幹である道路改良については、地元の協力がなければ事業実施できないことは理解できるが、実施に当たっては、緊急性・安全性に加え事業効果の十分な検討を求める。

上下水道については、料金の低廉化に向けてさらなる経費の削減と計画的な施設

改修を求めるものです。

次に、会計課については、基金の運用について審査報告がありました。

次に、議会事務局については、政務活動費について、議会改革についてなどの審査報告がありました。

次に、教育部については、いじめ対策総合推進事業について、特別支援教育総合サポート事業について、幼保一元化推進事業について、保育料保護者負担金の未収金及び徴収方法について、山崎西中学校の学校用地の借り上げについてなどの審査報告がありました。

総合的な意見としては、学校規模適正化及び幼保一元化の推進については、これまで以上に地域住民との十分な協議を行うとともに実施後の学校・園について常に検証し、子どもたちの育ちに支障が出ることのないよう教育委員会と学校・園が連携を十分に図ることを求めるものです。

次に、総合病院については、医師・看護師の確保について、新公立病院改革プラン策定についてなどの審査報告がありました。

総合的な意見としては、地域医療の根幹である総合病院については、救急医療など不採算部門があることは理解できるが、経営全体を見通すと内部留保資金も枯渇状態にあり、財務体質の改善は急務である。このような状況の中で策定する新公立病院改革プランにおいては、経営の専門家の参画を求めるとともに協議過程を明らかにすることで、市民・行政が目標を共有できる計画となることを求めるものです。

最後に、決算に係る重要政策の評価、次年度予算への提言を改めて行うことを決定し、予算決算常任委員会としての審査を終了しました。

以上、報告を終わります。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して、討論を行います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第93号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。



15番（岡前治生君） 15番です。日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第93号議案、2015年度宍粟市一般会計決算の認定に対する反対討論を行います。

さて、合併してから10年が経過し、合併してよかったのか悪かったのかの結論は概ね出ていると思います。しかし、その思いはそれぞれであると思いますが、私は合併しない選択をした小規模自治体を見ていると、合併しなかったほうがよかったとつくづく感じるこのごろです。

合併がもたらした一番の弊害は、やはり北部地域が寂れてしまったことではないでしょうか。しかし、一方、市の財政は厳しいと言いながら財政調整基金は合併した2005年、平成17年には13億5,649万円であったものが2015年には30億8,650万円と約2.3倍に膨れ上がっています。果たして、これだけの財政調整基金が必要なのでしょう。私は、これだけの財源があれば、私たちが繰り返し求めてきた子育てしやすいまちづくりの財源は十分につくり出せたのではないかと思います。

次に、個々の施策の結果について見てみます。

まず、一番最初に言いたいののがしそウチャンネルであります。

私たちは計画段階から指摘してきたように、アンテナを上げれば地上デジタル放送が使用できる地域では加入率は予想どおり伸びておりません。私たちは対案としてコミュニティエフエム放送を導入することを提案しましたが、これが取り入れられず、地デジ受信地域にも光ケーブルが張りめぐらされました。しかもコミュニティエフエム放送は経費もかからず、災害にも強いことが言われております。果たしてこれらの大規模な過大投資になった責任は誰がとるのでしょうか。

また、2点目には、住宅建設資金等の貸付金も10年以上も経過しているのに、回収の進捗は大きく進んでいるとは言いがたい状況が続いています。

また、3点目には補正予算で計上されました第三セクターへの経営安定のための融資資金、これもどうしても必要だということで計上されましたけれども、結果的には1円も使われませんでした。決して少なくない予算だっただけに、きちんとした精査をもって対応すべきではなかったかと思えます。

また、千種の認定こども園が開園しました。この間の経過を見ると、決して住民合意のもとに開設されたとは、とても言いがたい状況であります。私は、教育委員会の強引な指導のもとにこぎつけたという印象は否めません。

4点目には、毎年指摘していることではありますが、山崎西中学校の運動場が依然として借地になっており、借地料が支払われております。中学校の運動場という意味から考えても、借地という状態は異常な事態であります。一部買い取りというふ

うな意見が今回も出されておりましたが、この土地の歴史の意味を考えると、やはり菅山振興会に市長がしっかりと申し入れをして、寄附を求めるべきであります。

そして、最後には、学校給食センターの異物混入がいつまでたっても根絶されません。このような異常事態がいつまでも続いているということは、給食センターを含め教育委員会の体質に何らかの問題があるということであります。異物混入はゼロで当たり前なのであります。この異物混入がない給食づくりが一日も早く求められています。

以上、主な点を指摘して討論といたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、第93号議案、平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成27年度の一般会計においては、前年度と比較すると、歳入で10億9,156万1,000円、歳出で10億2,294万2,000円の増加となっています。

歳入の内訳を見たとき、市税などの自主財源は相当な目減りをしているものの、消費税増税による税交付金の増2億1,807万3,000円や県支出金の増1億2,806万1,000円など依存財源が歳入上の主な要因となっていることは見過ごすことはできません。

そして、市債の発行額は平成25年度より上がり続け、平成27年度においては34億7,487万3,000円で前年度よりも6億3,249万8,000円の増となっています。自主財源でなく、文字どおり依存財源に頼った財政運営、特に市債の発行を増やすことで歳入が増えているように見せかけているような状態であります。

歳出においては、農林業や商工業の振興、地域振興に係る費用、特に市民の自主的、主体的な活動に開かれているはずの助成金の執行率が悪かったり、その歳出が減ったりしています。

決算状況からは、地方創生、市民の参画と市民との協働によるまちづくり、これが進んでいるとは到底考えられません。主な事業については、具体的な目標や成果を図る指標が用意されていないことは、これまでの決算と同様です。

また、具体的な目標を掲げているにもかかわらず、それを達成できていない、または決算時に当初の目標との対比を報告していない事業があることもこれまでと同様であります。

当初予算から増額補正しているにもかかわらず、決算額、事業量、数値目標が当

初の予定を下回っている事業も散見されます。

何度も申し上げているとおり、事業の成果や税投入の効果をどのように図って、執行状況を確認していくのか、最終的にどのような指標で評価をするのかを示す、また進捗状況をチェックできるような物差しを用意するのは、執行部の責任でもあります。ただし、議決機関である議会の責任も大きいと考えます。ただし、平成24年度決算に始まり、平成28年度当初予算までの審議の中で、議会から同じような指摘を何度繰り返しても改善が見られない状況を鑑みると、決算を認定しようが、しなかりうが、住民自治の側にいる議会の意見、提言は今後も市政に反映されることはないと考えます。

それでも、それでもです。当初予算、補正予算の審議過程、また1年を通して委員会などで事業の進捗状況のチェックや評価をする過程で具体的な目標や成果を図る指標を議会が用意できなかった以上、決算は認めざるを得ないと考えています。

以上、平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論とさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 次に、第94号議案から98号議案についての討論を行います。

第94号議案、第97号議案、第98号議案については通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） ただいま一般会計の賛成討論をお聞きして、私たちも心強く思いました。

それでは、3議案についての討論を行います。

まず、第94号議案、2015年度宍粟市国民健康保険事業特別会計決算の認定に対する反対討論を行います。

この15年度では、初めて赤字決算をとられました。私は、そのねらいは赤字決算にすることにより、国保会計がいかにかたくなかということをも市民にアピールすることにねらいがあったのではないかと勘ぐっております。その証拠にその赤字の財源補填には、一般会計からの繰入金で充当されました。今まで繰り返し述べてきたことではありますが、合併前の北部3町では、国保税を引き下げるためにルール分以外の一般会計からの繰り入れをしておりました。しかし、旧山崎町では、かたくなに、その繰り入れをしておりません。そのやり方を宍粟市に持ち込んだために、宍粟市の医療費は県下で見ても低いのに、国民健康保険税は高いというのが実態になって

しまいました。

また、今回の決算でも国民健康保険の滞納者に対して資格証明書や短期保険証が発行されております。これは、国民健康保険に加入しているにもかかわらず、国保税が払いにくいというだけで、医療機関にかかりにくくし、命と健康を脅かすことを認識し、直ちに資格証明書、短期保険証の発行は中止すべきであります。

以上で、国保特別会計の反対討論といたします。

続いて、第97号議案、2015年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定に対する反対討論を行います。

この決算についても、制度発足以来、毎回同じ指摘をしていることであります。後期高齢者医療制度というのは、75歳という年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療であります。少なくとも私たちは直ちに老人保健事業の医療制度に戻すことを国に求めるよう市長に求めるものであります。

以上で、この後期高齢者医療制度に対する討論を終わります。

続いて、第98号議案、2015年度宍粟市介護保険事業特別会計決算の認定に対する反対討論を行います。

介護保険は制度ができて以来、3年ごとの見直しで、保険料の負担が高くなるとともに、1割の負担が大きく、現実には介護認定に応じたサービスが受けられないことを繰り返し指摘してきました。

また、新年度からは要介護3以上でなければ、特別養護老人ホーム等の施設の利用ができなくなること、また、要支援者を介護保険から外し、自治体へそのサービスが押しつけられます。さらに要支援の認定の方は、先ほども言いましたように介護保険そのものから外されて、地方自治体の独自事業を受けることとなります。この独自事業は心配されているのが各地方自治体ごとに大きな格差が出ることであります。私たちは、この高齢者が本当に安心できる介護保険制度にするためにも、市長を先頭に国に求めるべきであると考えます。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

第94号議案につきまして、10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 私は、第94号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案につきまして、賛成の立場で討論を行います。

宍粟市における平成27年度の国保会計決算におきましては、医療費通知やジェネ

リック医薬品の推進等により、医療費の抑制に努力するものの1億5,000万円余りを平成28年度会計より繰上充用するという結果になっております。しかし、我が国の皆保険制度は私たちの安心・安全な生活を保障するための根幹をなす制度であります。国県としても最大の努力を惜しまず守り抜く必要があります。

宍粟市におきましても、必要な人に制度が行き渡るよう、医療費抑制や税の滞納徴収を含め最大限の努力をするよう求めて賛成討論といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（秋田裕三君） 次に、第97号議案についての賛成討論、7番、東 豊俊議員。7番（東 豊俊君） それでは、議題となっております第97号議案、平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成27年度は、前年と比較して歳入歳出とも増加をしております。歳出においては、総務費でシステム改修事業委託料により増となっており、歳入においては、保険料徴収状況では、調定額に対し収入率は99.4%にとどまり、前年より0.1%低くなっております。結果、保険料が若干減少し、繰入金が増加していることとなりますが、実質収支に関しては、これは決算ですので円まで申し上げますが、歳入決算額は5億108万1,106円、歳出決算額は4億9,066万1,942円で、歳入歳出差引額としては1,041万9,164円となっております。

前述のように、保険料の若干の減少、繰入金の増は気にかかるものではありませんが、今後における健全運営に期待をしまして賛成といたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、第98号議案の賛成討論を12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 12番です。それでは、第98号議案、平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本議案について賛成の立場で討論をいたします。

急激な高齢化の進展とともに、介護サービスの利用も年々増加が見込まれ、厳しい財政運営が続くものと思われませんが、平成27年度決算において、歳入歳出差引額では7,373万2,000円の黒字決算となっております。

第6期介護保険事業計画においては、生活支援サービスの体制整備、認知症地域支援推進員の配置もされるなど、さらなる支援の充実、また低所得者への負担軽減も配慮されております。

今後、ますます高齢化は進んでまいります。今後においても介護予防の推進と保

険料の負担軽減に努めていただき、また、高齢者が住みなれた地域で生活ができるよう、包括ケアシステムの構築に努めていただくよう申し上げ賛成討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、第99号議案から第103号議案について討論を行います。

本5議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第93号議案を採決いたします。

第93号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第93号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第93号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第94号議案を採決いたします。

第94号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第94号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第94号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第95号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第95号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第95号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第96号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第96号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第96号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第97号議案の採決を行います。

第97号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第97号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第97号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第98号議案の採決を行います。

第98号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第98号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第98号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第99号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第99号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第99号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第100号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第101号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第101号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第101号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第102号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第102号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第102号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第103号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第103号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第103号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 所管事務等調査について

議長(秋田裕三君) 日程第2、所管事務等調査についてを議題といたします。



所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、第71回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、御苦労さまでした。

第71回宍粟市議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に付議されました多くの議案に対しまして、連日精力的な審議を賜り、議員各位には心から敬意と感謝を申し上げます。

特に、決算委員会の議員各位におかれましては、多くの時間と労力を費やしていただき感謝するところであります。

また、同じく市長はじめ当局担当者においても、真剣な議論の場となり、将来への方向性を得た思いであります。

来年、平成29年4月には県立森林大学校が開校される運びとなっております。この開学が第一歩となり宍粟の林業の復活を期待するものであります。

海外との比較において、グローバル化の波の中、地方に位置する宍粟市は抗しがたい少子高齢化の現実に向かい、密度の濃い政策を打ち出すことにより、ふるさと宍粟を守り抜けると思います。

医療、福祉、教育、農林、工業、商業、インフラ整備等、それぞれの分野において、目標をほんの数%高く上げ、強く堅実な歩みを重ねるように努力することで未来を確固たるものにすることができると信じております。

本定例会において、全ての案件が適切妥当な結論に至りましたこと、議会、行政関係各位の御努力に深甚感謝を申し上げます。

それぞれのお立場で、今取り組まれているお仕事に心からほれ込み、家族友人にほれ込み、そして、ふるさと宍粟にほれ込み、日々の日常を大事にする、そんな宍粟市民でありたいと考えております。

時は秋、秋の実りに感謝しつつ、冬への備えを怠らず、次の春を望みたいものがあります。ふるさと宍粟は人情麗しく山紫水明の地であります。清き揖保川、水光る千種川、悠久の流れの中、ふるさとの歴史と先人の苦労を心のひだに刻みつつ、幼子たちの笑顔を希望の旗印として、市民の皆様とともにひたすら歩みたいと思います。

市民の皆様並びに行政関係各位に、より一層の御協力と御指導を賜りますようお願いをし、皆々様の健やかならんことを心からお祈りして閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第71回宍粟市議会9月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このところ毎日天候が不順であります、ここにきて秋の気配も感じられるようになりました。市内では、秋の刈り入れ作業も進んでおりまして、実りの秋本番をいよいよ迎えようとしております。

去る8月31日に開会をいたしました第71回宍粟市議会定例会は、秋田議長、伊藤副議長をはじめ議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、ここに厚くお礼を申し上げます。

今定例議会におきましては、宍粟市農業委員会委員等定数条例の一部改正、宍粟市税条例等の一部改正、平成28年度一般会計補正予算、平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定などなど、全30議案の重要案件につきまして、慎重なる御審議をいただき、適切な議決をいただきました。ここに改めてお礼を申し上げます。

8月上旬以降、台風の上陸や秋雨前線の影響により局地的な豪雨による土砂災害等が全国各地で発生をしておる状況であります。

近年における極めて短時間の局地的な豪雨におきましては、「公助」、「共助」、「自助」の考えはもちろんのこと、その上に「近助」を加え、市民がお互いに助け合う関係を築くことが極めて重要であります。市といたしましても、常に緊張感を持って防災業務に取り組み、情報の提供等を積極的に行い、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

さて、宍粟創生をさらに加速しなくてはならない状況下において、起業家支援、産業立地促進などの関連議案について議決をいただきました。

今後、企業誘致はもちろんでありますが、市内事業者への支援をはじめ農林商工業の振興と担い手育成をより積極的に進めなくてはなりません。そのことが、市にとって大きな命題である若者の定住対策とともに、将来にわたって明日への希望へと繋がり、市民一人一人にとってふるさと宍粟への愛着と誇りになるものと考えております。

今後とも市政の運営に一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、皆様の御健勝を御祈念申し上げ、第71回宍粟市議会9月定例会閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時23分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 秋 田 裕 三

宍粟市議会議員 東 豊 俊

宍粟市議会議員 福 嶋 齊